

諮問日：令和3年 6月14日（諮問乙第93号）

答申日：令和7年 9月10日（答申乙第86号）

件名：保健所相談記録関係文書に係る個人情報部分開示決定に対する審査請求について

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした次の部分については開示すべきである。

相談者名欄、本人との続柄欄及び来所経路欄の2行目8文字目から46文字目まで

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和3年3月1日、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）附則第2条の規定による廃止前の個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成27年8月13日に〇〇〇市福祉事務所に相談した記録」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書として、「精神保健福祉相談票（平成27年8月13日）」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、本件行政文書について部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について個人情報の開示をしない理由を次のとおり付して、令和3年3月12日付けで審査請求人に通知した。

条例第18条第1項第2号該当

本件行政文書には、本人以外の個人に関する情報が含まれており、本人以外の特定の個人が識別することができるもの、又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第18条第1項第6号ハ該当

本件行政文書には、県が行う保健行政に関する情報が含まれており、公開することにより、保健行政の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 審査請求人は、令和3年4月9日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、宮城県知事に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書などによると、おおむね次のとおりである。

本件行政文書のうち「相談者名」欄が非開示となっているが、この非開示判断に疑問がある。当該欄に審査請求人の氏名が記載されているのであれば、開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 対象行政文書の概要について
〇〇保健所が、管内に居住するところの問題を抱えた本人及びその家族並びに関係者を対象に、ところの健康の保持増進、在宅精神障害者の早期発見・治療及び再発防止、保健医療福祉サービスの適切な利用の助言を行うことを目的として、精神科医師に相談するために作成される書類であり、相談対象者に係る個人情報（生活歴、近況、家族構成等）及び相談時に診察を行った精神科医師の相談結果（診断名、現在の症状等）が記載されている。
- 2 条例第18条第1項第2号の該当性について
条例第18条第1項第2号に該当するとして非開示にした情報である「生育歴、生活史、診断、指示、家族構成、発病（問題発生）以来の症状と経過、現在の症状及び様式欄外のメモ」には、審査請求人以外の個人の情報が記載されており、これらの情報を開示することによって、当該審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、部分開示又は非開示とした。
- 3 条例第18条第1項第6号ハの該当性について
(1) 相談者名、本人との続柄、来所経路及び主訴
「相談者名、本人との続柄、来所経路及び主訴」には、相談者に関することや相談に至った経緯及び主な相談内容が記載されており、開示することにより、相談者と保健所の信頼関係が損なわれ、保健所に必要な情報の提供がなされなくなれば、審査請求人の〇の支援に支障が生じるなど、相談等に関する将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事

業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、非開示とした。

- (2) 記録者名、生育歴、生活史、診断、指示、家族構成、発病（問題発生）以来の症状と経過、現在の症状及び様式欄外のメモ

「記録者名、生育歴、生活史、診断、指示、家族構成、発病（問題発生）以来の症状と経過、現在の症状及び様式欄外のメモ」には、審査請求人の○の生活歴、家族構成や症状、言動に関する記載及びそれらの情報に基づき医師や保健所が判断した内容等が記載されており、対応した職員や医師の判断等を含んでいることから、開示した場合に、審査請求人や審査請求人の○から、記載内容の真偽や詳細等を確認するために問い合わせを受けることで、相談等の将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるおそれがあるため、部分開示又は非開示とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、県主催の○○○福祉事務所での相談会において、○○市が作成し、実施機関が取得した審査請求人の○に関する精神保健相談票である。

審査請求人は第3の2に記載のとおり、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報のうち、実施機関が条例第18条第1項第6号ハに該当するとしている上記「相談者名」に係る非開示妥当性について審査を求めており、当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受けて、インカメラ審理によって実際に見分し、本件処分の妥当性を検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第18条第1項第6号ハの規定

条例第18条第1項第6号ハは、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」を非開示事由と

して規定しており、「次に掲げるおそれ」として同号ハで次のように規定している。

ハ 指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

(2) 条例第18条第1項第6号ハの該当性

実施機関は、非開示とした相談者名について、『相談者名、本人との続柄、来所経路及び主訴』には相談に関することや相談に至った経緯及び主な相談内容が記載されており、開示することにより、相談者と保健所の信頼関係が損なわれ、保健所に必要な情報が提供なされなくなれば、審査請求人の○である○○○○氏の支援に支障が生じるなど、相談等に関する将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、非開示とした。」と弁明している。

一方で、審査請求人らが令和3年6月25日付けで提出した反論書によると、審査請求人を含む○○○○に警察や保健所に相談に行った事実はないと訴えている。これを踏まえ、当審査会において、事務局職員をして対象行政文書を確認するとともに実施機関に追加説明を求めたところ、対象行政文書の「相談者名」欄には、今後の支援のための面接予定者の氏名を記載しているのであって、実際の相談者ではないとのことであった。

このように、記載すべき相談者名が事実と異なる情報であり、実施機関が弁明する、「開示することにより、相談者と保健所との信頼関係が損なわれ、支援に支障が生ずるおそれ」があるとまでは認められないことから、条例第18条第1項第6号ハには該当せず、実施機関は、相談者名のほか関連する箇所（本人の続柄及び来所経路の一部）を開示すべきである。

4 結論

当審査会は、上記のとおり上記3（2）を踏まえ、「第1審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年6月14日	○諮問を受けた（諮問乙第93号）。
令和4年8月25日 （第265回審査会）	○事案の審議を行った。
令和4年9月26日 （第266回審査会）	○事案の審議を行った。
令和4年12月22日 （第268回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年1月27日 （第269回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年2月21日 （第270回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年3月20日 （第271回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年4月20日 （第272回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年6月30日 （第273回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年7月28日 （第274回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年8月23日 （第275回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年11月30日 （第278回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年12月22日 （第279回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年1月26日 （第280回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年2月27日 （第281回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年3月22日 （第282回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年4月24日 （第283回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年5月29日 （第284回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年6月28日 （第285回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年7月31日 （第286回審査会）	○事案の審議を行った。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年8月29日 (第287回審査会)	○事案の審議を行った。
令和6年9月20日 (第288回審査会)	○事案の審議を行った。
令和6年11月6日 (第289回審査会)	○事案の審議を行った。
令和6年11月29日 (第290回審査会)	○事案の審議を行った。
令和6年12月20日 (第291回審査会)	○事案の審議を行った。
令和7年1月31日 (第292回審査会)	○事案の審議を行った。
令和7年2月27日 (第293回審査会)	○事案の審議を行った。
令和7年3月24日 (第294回審査会)	○事案の審議を行った。
令和7年4月24日 (第295回審査会)	○事案の審議を行った。
令和7年5月30日 (第296回審査会)	○事案の審議を行った。
令和7年6月30日 (第297回審査会)	○事案の審議を行った。
令和7年7月31日 (第298回審査会)	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

（令和6年10月13日まで）

氏名	区分	備考
大江裕幸	東北大学大学院法学研究科教授	
大橋洋介	弁護士	会長
佐藤英世	東北学院大学法学部教授	会長職務代理者
杉浦永子	第一印象研究所代表	
吉田大輔	弁護士	

（令和7年9月10日現在）

氏名	区分	備考
大江裕幸	東北大学大学院法学研究科教授	
佐藤英世	東北学院大学法学部教授	会長職務代理者
杉浦永子	第一印象研究所代表	
中田孝司	弁護士	
吉田大輔	弁護士	会長

諮問日：令和3年 6月14日（諮問乙第94号）

答申日：令和7年 9月10日（答申乙第87号）

件名：保健所相談記録関係文書に係る個人情報部分開示決定に対する審査請求について

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした次の部分については開示すべきである。

相談者名欄、本人との続柄欄及び来所経路欄の2行目8文字目から46文字目まで

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和3年3月1日、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）附則第2条の規定による廃止前の個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成27年8月13日に〇〇〇市福祉事務所に相談した記録」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書として、「精神保健福祉相談票（平成27年8月13日）」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、本件行政文書について部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について個人情報の開示をしない理由を次のとおり付して、令和3年3月12日付けで審査請求人に通知した。

条例第18条第1項第2号該当

本件行政文書には、本人以外の個人に関する情報が含まれており、本人以外の特定の個人が識別することができるもの、又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第18条第1項第6号ハ該当

本件行政文書には、県が行う保健行政に関する情報が含まれており、公開することにより、保健行政の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 審査請求人は、令和3年4月9日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、宮城県知事に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書などによると、おおむね次のとおりである。

本件行政文書のうち「相談者名」欄が非開示となっているが、この非開示判断に疑問がある。当該欄に審査請求人又は審査請求人の家族の氏名が記載されているのであれば、開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 対象行政文書の概要について
〇〇保健所が、管内に居住するところの問題を抱えた本人及びその家族並びに関係者を対象に、ところの健康の保持増進、在宅精神障害者の早期発見・治療及び再発防止、保健医療福祉サービスの適切な利用の助言を行うことを目的として、精神科医師に相談するために作成される書類であり、相談対象者に係る個人情報（生活歴、近況、家族構成等）及び相談時に診察を行った精神科医師の相談結果（診断名、現在の症状等）が記載されている。
- 2 条例第18条第1項第2号の該当性について
条例第18条第1項第2号に該当するとして非開示にした情報である「生育歴、生活史、診断、指示、家族構成、発病（問題発生）以来の症状と経過、現在の症状及び様式欄外のメモ」には、審査請求人以外の個人の情報が記載されており、これらの情報を開示することによって、当該審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、部分開示又は非開示とした。
- 3 条例第18条第1項第6号ハの該当性について
(1) 相談者名、本人との続柄、来所経路及び主訴
「相談者名、本人との続柄、来所経路及び主訴」には、相談者に関することや相談に至った経緯及び主な相談内容が記載されており、開示することにより、相談者と保健所の信頼関係が損なわれ、保健所に必要な情報の提供がなされなくなれば、審査請求人の〇の支援に支障が生じるなど、相談等に関する将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事

業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、非開示とした。

(2) 記録者名、生育歴、生活史、診断、指示、家族構成、発病（問題発生）以来の症状と経過、現在の症状及び様式欄外のメモ

「記録者名、生育歴、生活史、診断、指示、家族構成、発病（問題発生）以来の症状と経過、現在の症状及び様式欄外のメモ」には、審査請求人の○の生活歴、家族構成や症状、言動に関する記載及びそれらの情報に基づき医師や保健所が判断した内容等が記載されており、対応した職員や医師の判断等を含んでいることから、開示した場合に、審査請求人や審査請求人の○から、記載内容の真偽や詳細等を確かめるために問い合わせを受けることで、相談等の将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるおそれがあるため、部分開示又は非開示とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、県主催の○○○福祉事務所での相談会において、○○市が作成し、実施機関が取得した審査請求人の○に関する精神保健相談票である。

審査請求人は第3の2に記載のとおり、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報のうち、実施機関が条例第18条第1項第6号ハに該当するとしている上記「相談者名」に係る非開示妥当性について審査を求めており、当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受けて、インカメラ審理によって実際に見分し、本件処分妥当性を検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第18条第1項第6号ハの規定

条例第18条第1項第6号ハは、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」を非開示事由と

して規定しており、「次に掲げるおそれ」として同号ハで次のように規定している。

ハ 指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

(2) 条例第18条第1項第6号ハの該当性

実施機関は、非開示とした相談者名について、『相談者名、本人との続柄、来所経路及び主訴』には相談に関することや相談に至った経緯及び主な相談内容が記載されており、開示することにより、相談者と保健所の信頼関係が損なわれ、保健所に必要な情報が提供なされなくなれば、審査請求人の○である○○○○氏の支援に支障が生じるなど、相談等に関する将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、非開示とした。」と弁明している。

一方で、審査請求人らが令和3年6月25日付けで提出した反論書によると、審査請求人を含む○○○○に警察や保健所に相談に行った事実はないと訴えている。これを踏まえ、当審査会において、事務局職員をして対象行政文書を確認するとともに実施機関に追加説明を求めたところ、対象行政文書の「相談者名」欄には、今後の支援のための面接予定者の氏名を記載しているのであって、実際の相談者ではないとのことであった。

このように、記載すべき相談者名が事実と異なる情報であり、実施機関が弁明する、「開示することにより、相談者と保健所との信頼関係が損なわれ、支援に支障が生ずるおそれ」があるとまでは認められないことから、条例第18条第1項第6号ハには該当せず、実施機関は、相談者名のほか関連する箇所（本人の続柄及び来所経路の一部）を開示すべきである。

4 結論

当審査会は、上記のとおり上記3（2）を踏まえ、「第1審査会の結論」とおり判断した。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年6月14日	○諮問を受けた（諮問乙第93号）。
令和4年8月25日 （第265回審査会）	○事案の審議を行った。
令和4年9月26日 （第266回審査会）	○事案の審議を行った。
令和4年12月22日 （第268回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年1月27日 （第269回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年2月21日 （第270回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年3月20日 （第271回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年4月20日 （第272回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年6月30日 （第273回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年7月28日 （第274回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年8月23日 （第275回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年11月30日 （第278回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年12月22日 （第279回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年1月26日 （第280回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年2月27日 （第281回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年3月22日 （第282回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年4月24日 （第283回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年5月29日 （第284回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年6月28日 （第285回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年7月31日 （第286回審査会）	○事案の審議を行った。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年8月29日 (第287回審査会)	○事案の審議を行った。
令和6年9月20日 (第288回審査会)	○事案の審議を行った。
令和6年11月6日 (第289回審査会)	○事案の審議を行った。
令和6年11月29日 (第290回審査会)	○事案の審議を行った。
令和6年12月20日 (第291回審査会)	○事案の審議を行った。
令和7年1月31日 (第292回審査会)	○事案の審議を行った。
令和7年2月27日 (第293回審査会)	○事案の審議を行った。
令和7年3月24日 (第294回審査会)	○事案の審議を行った。
令和7年4月24日 (第295回審査会)	○事案の審議を行った。
令和7年5月30日 (第296回審査会)	○事案の審議を行った。
令和7年6月30日 (第297回審査会)	○事案の審議を行った。
令和7年7月31日 (第298回審査会)	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

（令和6年10月13日まで）

氏名	区分	備考
大江裕幸	東北大学大学院法学研究科教授	
大橋洋介	弁護士	会長
佐藤英世	東北学院大学法学部教授	会長職務代理者
杉浦永子	第一印象研究所代表	
吉田大輔	弁護士	

（令和7年9月10日現在）

氏名	区分	備考
大江裕幸	東北大学大学院法学研究科教授	
佐藤英世	東北学院大学法学部教授	会長職務代理者
杉浦永子	第一印象研究所代表	
中田孝司	弁護士	
吉田大輔	弁護士	会長